

令和4年度(2022年度)

熊本県立八代中学校生徒募集要項配付について

本校の入学者選抜に出願を希望される方は、次の¹または²の方法により生徒募集要項（出願書類添付）の請求を行ってください。

1 本校事務室で直接受け取る

月曜日～金曜日（土・日・祝日を除く）8時30分から16時40分までの間においでください。

2 郵送による請求で受け取る

①返信用封筒（角形2号）に、受け取る方の郵便番号、住所、氏名を書き、郵便料金切手（250円分）をのり付けし、本校に郵送してください。返信用封筒を入れる封筒に大きさの指定はありませんが、表面に「生徒募集要項請求」と朱書きしてください。また、この中に入れる返信用封筒は折って入れてかまいません。

②請求先

〒866-0885

熊本県八代市永碇町856番地

熊本県立八代中学校

出願期間 令和3年12月6日（月）～12月10日（金）【郵送のみ】

*12月11日（土）以降到着したものについては、12月10日（金）までの消印有効です。

生徒募集要項の請求はお早めをお願いします。

令和4年度(2022年度) 熊本県立八代中学校生徒募集要項

1 出願資格

熊本県立八代中学校の入学希望者に出願することができる者は、次の(1)、(2)、(3)のすべてに該当する者としてします。

- (1) 熊本県立八代中学校の教育方針を理解し、入学を希望する者
- (2) 令和4年(2022年)3月に小学校若しくはこれに準じる学校(以下、「小学校」という。)を卒業する見込みの者、又はこれと同程度と熊本県教育委員会が認めた者
- (3) 熊本県内に保護者とともに居住する者、又は入学日までに保護者とともに県内に転居し入学後も引き続き県内から通学することが確実な者

2 募集定員 70人

3 通学区域

通学区域は、熊本県立中学校の通学区域に関する規則(平成20年7月18日熊本県教育委員会規則第15号)に定めるところにより、熊本県下全域とします。

4 出願期間

令和3年(2021年)12月6日(月)から受付を開始し、12月10日(金)までとします。
11日(土)以降到着したものについては、12月10日(金)までの消印のあるものに限って受け付けます。

5 出願手続等

(1) 出願手続

ア 出願者による手続

出願者は、次の書類を郵送により本校校長に提出してください。封筒は本校所定のものを用い、簡易書留による郵送とします。郵送以外の出願は受け付けません。なお、出願に必要な書類は、本校から取りよせてください。

- (ア) 入学願(様式1)
- (イ) 受検票(様式2)
- (ウ) 写真票(様式3)

写真は、令和3年(2021年)9月以降に撮影したもので、脱帽、正面、上半身のものとします。カラー、白黒のいずれでもかまいませんが、はがれたときに備えて、裏面に「出願者本人の在籍小学校名、氏名」を記入してください。

(エ) 調査書(様式4)

(オ) 県外からの入学志願についての証明書(様式10)【該当者のみ提出】

(カ) 入学希望者手数料

入学希望者手数料は、2,200円とします。郵便定額小為替(無記名)を用いてください。いったん受理した入学希望者手数料は、理由のいかんを問わず返付しません。

(キ) 受検票返信用封筒

返信用封筒は本校所定のものとし、出願者本人の住所、氏名を記入し、返信用切手404円分(郵送料及び簡易書留料金分)を貼付してください。

(ク) 選抜結果通知返信用封筒

返信用封筒は本校所定のものとし、出願者本人の住所、氏名を記入し、返信用切手436円分(郵送料及び簡易書留料並びに配達日指定料金分)を貼付してください。

(ケ) 現金領収書

出願者本人の在籍小学校名、住所、氏名を記入してください。

イ 小学校長による手続

在籍小学校長は、在籍児童から熊本県立八代中学校入学希望者選拔出願の申し出があった場合は、入学願及び受検票・写真票の証明を行うとともに調査書(様式4)を発行します。
※様式は、熊本県教育委員会のホームページから各小学校がダウンロードして使用してください。(URL:<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/>)

(ア) 入学願記載事項の証明に当たっては、在籍小学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をしなければなりません。

(イ) 在籍小学校長は、作成された調査書について、記載内容を小学校児童指導要録と照合の上審査を行うなど、公正かつ遺漏のないようにしなければなりません。

(ウ) 調査書は、「調査書の記入上の注意」を参照の上、小学校児童指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければなりません。(作成した調査書を小学校

名が印刷された封筒（ゴム印可）に厳封の上、出願者の氏名を表書きして出願者に交付するものとします。）なお、調査書の作成基準日は令和3年（2021年）11月30日現在とします。

（エ）県外の小学校長は、10 県外からの出願の手続によるものとします。

ウ 本校校長による手続

本校校長は、提出された上記アの（ア）～（ケ）を受理した場合は、受検票を交付します。

（2）出願の制限

県立中学校への出願は、1校限りとします。

（3）出願変更

いったん出願した場合は、変更はできません。

（4）出願取消し

やむを得ない事情のために出願を取り消す場合は、令和4年（2022年）1月4日（火）から1月5日（水）の午前9時から午後4時までの間に、本人及び保護者は、在籍小学校長連署の上、文書で本校校長に届け出なければなりません。

6 選抜

（1）実施日 令和4年（2022年）1月9日（日）

（2）検査場 熊本県立八代中学校

（3）検査内容

ア 適性検査

小学校等における教育活動を通して身に付けた基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等について、総合的な力をみます。

適性検査は、適性検査Ⅰ、適性検査Ⅱに分類します。

適性検査Ⅰは、国語領域、社会領域に基づいた適性検査問題とします。検査時間は、50分とし、80点満点とします。

適性検査Ⅱは、算数領域、理科領域に基づいた適性検査問題とします。検査時間は、50分とし、80点満点とします。

イ 面接

面接は、集団面接とし、6年間の一貫教育で学ぶ意欲及び適性等をみます。20点満点とします。

（4）選抜方法

本校校長は、適性検査、面接の結果及び調査書その他必要な書類を資料とし、総合的に判断して入学予定者を決定します。ただし、調査書その他必要な書類については、参考とします。なお、令和2年度（2020年度）及び令和3年度（2021年度）の資格・検定試験等の成績については参考としません。

（5）日程

日 程	開始時刻 ～ 終了時刻	時 間
集合（本校第一体育館）	9：00	
点呼・注意事項連絡	9：00 ～ 9：30	30分
適 性 検 査 Ⅰ	10：00 ～ 10：50	50分
適 性 検 査 Ⅱ	11：15 ～ 12：05	50分
休 憩（ 昼 食 ）	12：05 ～ 13：05	60分
点 呼・ 諸 注 意	13：05 ～ 13：20	15分
面 接	13：30 ～	

（6）受検者の携帯品

受検者は、受検票、筆記用具、定規、コンパス、消しゴム、時計、昼食、上履き、下足入れを持参してください。ただし、分度器付き定規、分度器付きコンパス、分度器、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移動通信機器（携帯電話等）等、検査上公正を欠くものの検査室への持ち込みは認めません。

（7）その他

入学願、調査書等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発表後であっても、その合格を取り消すことがあります。

7 選抜結果の通知等

選抜結果は、令和4年(2022年)1月20日(木)に、在籍小学校長及び本人宛てにそれぞれ選抜結果通知書を「親展」扱いで通知し、発表に代えます。

なお、電話等による選抜結果の問い合わせには、一切応じません。

8 入学手続

(1) 入学予定者の手続

ア 入学意思確認書の提出

入学予定者には、選抜結果通知書と一緒に入学意思確認書を送付します。

入学予定者の保護者は、入学意思確認書を提出期間内に本校校長に提出してください。

【郵送の場合】簡易書留とし、期限内必着とします。また、入学予定者証明書送付用封筒(長形3号。出願者本人の住所、氏名を記入し、返信用切手404円分(郵送料及び簡易書留料金分)を貼ったもの。)を同封してください。

入学意思確認書を提出しない場合は、入学の辞退となるため、本人及び保護者は、入学を辞退する旨を書面により本校校長に届けなければなりません。なお、提出期間は、入学意思確認書提出期間と同様とします。

イ 入学意思確認書提出期間

提出期間は、令和4年(2022年)1月21日(金)から1月26日(水)までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとします。ただし、土曜日及び日曜日は受付をしません。

ウ 入学予定者証明書の交付

本校校長は、入学予定者の保護者から入学意思確認書の提出があった場合は、すみやかに入学予定者証明書を交付します。

エ 市町村教育委員会及び小学校長への届け出

入学予定者証明書を交付された入学予定者の保護者は、すみやかに、入学予定者の在籍する小学校長に本校に就学する旨を申し出るとともに、入学予定者の居住する市町村の教育委員会に入学予定者証明書を令和4年(2022年)1月31日(月)の正午までに提出し、本校に就学する旨を届け出なければなりません。

オ 入学辞退

入学意思確認書の提出後、入学予定者がやむを得ない事情のため入学を辞退する場合は、本人及び保護者は、在籍小学校長連署の上、すみやかに入学辞退届を本校校長及び居住する市町村の教育委員会に提出しなければなりません。

(2) 欠員の補充

ア 欠員の補充

入学辞退者が生じた場合、本校校長は、補欠入学予定者の中から、入学意思を確認した上で、入学予定者に充てます。

なお、入学意思の確認の連絡は、電話により保護者へ行うため、保護者は確実に連絡がとれる電話番号を入学願に記入してください。

イ 結果の通知

本校校長は、本人宛てに選抜結果通知書を、その在籍小学校長宛てに追加合格通知書をそれぞれ「親展」扱いで発送し、発表に代えます。

ウ 入学予定者の手続

入学予定者の保護者は、選抜結果通知書を受領後、すみやかに入学意思確認書を本校校長に提出しなければなりません。

また、本校校長は、入学予定者の保護者から入学意思確認書の提出があった場合は、すみやかに入学予定者証明書を交付します。

入学予定者証明書を交付された入学予定者の保護者は、すみやかに、入学予定者の在籍する小学校長に本校に就学する旨を申し出るとともに、入学予定者の居住する市町村の教育委員会に入学予定者証明書を提出し、本校に就学する旨を届け出なければなりません。

エ 欠員補充の期間

令和4年(2022年)3月31日(木)正午までとします。

(3) 小学校長への入学予定者の連絡

本校校長は、令和4年(2022年)1月31日(月)現在の入学予定者を、入学予定者の在籍する小学校長に入学予定者報告により通知します。

なお、本校校長は、令和4年(2022年)2月1日(火)以降の追加合格者についても、入学予定者の在籍する小学校長に、入学予定者報告により通知します。

9 入学者選抜の追検査

(1) 資格

令和4年度（2022年度）熊本県立八代中学校の入学者選抜に出願し、次のア～オのいずれかに該当する者で、追検査による受検を希望する者としします。ただし、令和4年（2022年）1月9日（日）の検査を受検することができなかった者に限ります。

- ア 新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限の期間内にある者
- イ 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者
- ウ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、検査当日が保健所の健康観察の期間内にある者
- エ 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者
- オ その他やむを得ない理由により、令和4年（2022年）1月9日（日）の検査を受検することができなかった者

(2) 受検できる県立中学校

受検できる県立中学校は、入学者選抜に出願した本校としします。

(3) 募集人員

若干名

(4) 申請期間及び手続等

希望者は、令和4年（2022年）1月11日（火）から1月14日（金）までの間、在籍小学校長を経由して、本校校長に、追検査受検願を提出しなければなりません。ただし、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとしします。本校校長は、在籍小学校長へ1月19日（水）までに追検査の受検についての承認の可否を伝えます。また、在籍小学校長は、当該受検者にも速やかに追検査の受検についての承認の可否を伝えます。なお、本校校長から追検査の受検について承認された者のみ追検査を受検することができます。

(5) 選抜

ア 実施日

令和4年（2022年）1月30日（日）

イ 検査場

検査場については、6 選抜の（2）によるものとしします。

ウ 検査内容

検査内容については、6 選抜の（3）によるものとしします。

エ 選抜方法

選抜方法については、6 選抜の（4）によるものとしします。

オ 選抜日程

日 程	開始時刻 ～ 終了時刻	時 間
集 合	9 : 0 0	
点呼・注意事項連絡	9 : 0 0 ～ 9 : 3 0	3 0 分
適 性 検 査 I	1 0 : 0 0 ～ 1 0 : 5 0	5 0 分
適 性 検 査 II	1 1 : 1 5 ～ 1 2 : 0 5	5 0 分
点呼 ・ 諸注意	1 2 : 2 5 ～ 1 2 : 4 0	1 5 分
面 接	1 2 : 4 0 ～	

カ 受検者の携帯品

受検者の携帯品については、6 選抜の（6）によるものとしします。

キ その他

その他については、6 選抜の（7）によるものとしします。

(6) 選抜結果の通知等

選抜結果は、令和4年（2022年）2月3日（木）に、本人宛てに選抜結果通知書を、その在籍小学校長宛てに追検査による選抜結果通知書を「親展」扱いで通知し、発表に代えます。

なお、電話等による選抜結果の問い合わせには、一切応じません。

(7) 入学予定者の手続

ア 入学意思確認書の提出

入学意思確認書の提出については、8 入学手続の(1)のアによるものとします。

イ 入学意思確認書提出期間

提出期間は、令和4年(2022年)2月4日(金)から2月8日(火)までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとします。ただし、土曜日と日曜日は受付をしません。

ウ 入学予定者証明書の交付

入学予定者証明書の交付については、8 入学手続の(1)のウによるものとします。

エ 市町村教育委員会及び在籍小学校長への届け出

入学予定者証明書を交付された入学予定者の保護者は、すみやかに、入学予定者の在籍する小学校長に本校に就学する旨を申し出るとともに、入学予定者の居住する市町村の教育委員会に入学予定者証明書を令和4年(2022年)2月14日(月)の正午までに提出し、本校に就学する旨を届け出なければなりません。

オ 入学辞退

入学辞退については、8 入学手続の(1)のオによるものとします。

カ 小学校長への入学予定者の連絡

本校校長は追検査の合格者の入学予定者について、令和4年(2022年)2月14日(月)以降に、入学予定者の在籍する小学校長に、入学予定者報告により通知します。

(8) その他

本校校長は、追検査の受検者を、入学辞退者が生じた場合の補欠入学予定者に加えます。なお、欠員の補充については、8 入学手続の(2)によるものとします。

10 県外からの出願の手続

(1) 県外小学校在籍者で本校に出願する場合は、5 出願手続等の(1)に示した必要書類等を本校校長に提出してください。なお、その際は、事実を証明できる次の書類等のうちいずれか一つを添付してください。

関係証明書類	転勤により転居する場合 ・ 転勤予定証明書(保護者の勤務先が発行するもの) ・ 転居先が明確なもの(賃貸契約書等) ・ その他県内への転居予定を証明できる書類 } のいずれか一つ
	家屋新築(購入)等により転居する場合 ・ 建築確認済証(建築確認通知書)の写し ・ 建築工事契約書の写し ・ 売買契約書の写し ・ 登記簿謄本の写し } のいずれか一つ
	その他の事情による場合 ・ 上記に準じて客観的事実を証明できる書類

(2) 出願に当たっての必要な書類(様式10)は、本校校長に請求してください。

11 障がいがある受検者等への配慮事項

障がいや疾病により受検時に特別な配慮が必要な場合は、当該出願者の保護者は在籍小学校長を経て、すみやかに本校校長へ連絡してください。

12 海外帰国児童等への配慮事項

在籍小学校長は、海外帰国児童等で、特別な配慮が必要と認められる者が志願する場合には、すみやかに本校校長へ連絡してください。

13 検査結果の情報提供

出願者の希望があれば、次のとおり、郵送による個人情報の提供を受けることができます。
口頭による情報の提供は行いません。

(1) 提供する個人情報

令和4年度(2022年度)熊本県立中学校入学者選抜検査における適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱの合計得点

(2) 提供を希望できる者

上記(1)の検査の出願者本人

(3) 提供する期日等

令和4年(2022年)2月3日(木)から令和4年(2022年)2月9日(水)までの間に、本校から本人宛て簡易書留にて発送します。

(4) 提供を希望する際の手続等

個人情報の提供を希望する出願者は、提供希望願(様式14)及び返信用封筒(長形3号)を、入学願とともに本校校長に提出してください。

なお、返信用封筒には、出願者本人の住所、氏名を記入し、返信用切手404円分(郵送料及び簡易書留料金分)を貼ってください。

14 熊本県立八代高等学校への入学について

本校の第3学年の課程を修了後、引き続き熊本県立八代高等学校への入学を志願する者に対しては、選抜を行いません。ただし、他の高等学校等へ出願した場合は、この限りではありません。

15 入学予定者説明会について

令和4年(2022年)3月12日(土)午後2時から、本校第一体育館において入学予定者説明会を行います。入学予定者は筆記用具持参の上、必ず保護者同伴で出席してください。

なお、やむを得ない事情により期日等を変更する場合は後日連絡します。

熊本県立八代中学校入学者選抜に関する問い合わせ先

〒866-0885 熊本県八代市永碇町856

熊本県立八代中学校

TEL(0965)33-4138(代表) FAX(0965)35-8463

令和4年度（2022年度）熊本県立八代中学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施について

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、「三つの密」を徹底的に回避するとともに、受検者や検査監督等の入試に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に検査実施体制を以下のように整えます。

（１）検査場の衛生管理体制等の構築

本校は、検査場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じます。具体的には、事前の準備、検査当日、検査終了後のそれぞれの時点で実施します。

ア 事前の準備

（ア）検査室の座席間の距離の確保

検査場ごとに、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、受検者間（左右は肩と肩、前後は胸と背中）に原則１メートル以上の間隔を確保します。

（イ）マスク、速乾性アルコール製剤の準備

検査場内における飛沫感染防止のためのマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行います。また、検査場入口や検査室ごとに速乾性アルコール製剤を配置します。

（ウ）検査監督者等の体調管理等

当日検査業務に携わる検査監督者等については、各自で毎朝の検温の結果等を記録します。体調不良者がいた場合は、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとります。

（エ）別室の確保

以下の a ～ g の対象者については、それぞれ別室を準備します。

a 体調不良者（通常の疾患やけが等）

b インフルエンザ等感染症感染者（新型コロナウイルス感染症感染者以外）

c 当日発熱・咳等の症状のある者

d 特別の事情によりマスクの着用が困難な者

e 無症状の濃厚接触者（詳細は（１）のイの（カ）及び（キ）を参照）

f 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者

g 合理的配慮を要する障がいのある者

（オ）検査室の清掃及び机、椅子の消毒

検査前日は検査室の清掃を十分に行い、消毒用アルコールを使用して、机、椅子の拭き取りを行います。なお、トイレ、手すりについても、同様の対応をします。検査開始前の72時間以内に、生徒、職員等の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒します。

（カ）面接の実施

面接については受検者同士及び評価者との距離は２メートル以上を確保し、こまめに換気を行います。

（キ）集合時及び検査場への入場方法

受検者同士は間隔を取り、会話を控えさせ、十分に換気を行います。

（ク）トイレの使用

トイレ入口に動線を示すとともに、入口において、混雑を避けた利用、会話を

極力控える、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示します。なお、発熱・咳等の症状のある受検者や無症状の濃厚接触者に該当する受検者に対し、トイレを別に確保します。

(ケ) 検査終了時の検査室からの退出方法

終了時の混雑を避けるため、各検査室からの一斉退出は認めず、監督者が指示をします。

(コ) 保護者等控室の設置

受検以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者等控室については原則設置しません。

(サ) 検査監督者等に対する感染対策

「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践します。

(シ) 関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合に備え、検査場ごとの受検者リストを作成します。

イ 検査当日の対応

(ア) マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、検査場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付けます。ただし、英文字や地図等がプリントされているマスク等や、音が出る等、他の受検者へ影響を及ぼす機能のついたマスクは着用してはいけません。また、フェイスシールドやマウスシールドの着用のみは認めません。検査監督者等についても同様とします。休憩時間や昼食時等については他者との接触、会話を控えてください。

写真票との照合等、受検者本人確認の際はマスクを外して、受検者が発言しないような方法で行います。

(イ) マスクの着用が困難な場合の手続き

特別の事情により、マスクの着用が困難な場合は、在籍小学校長を通じて本校校長に申し出てください。本校校長は事前の申し出を受け、マスクの着用が困難と認められる者については、県教育委員会の承認を受けて、別室において受検を認めます。

(ウ) 検査場入場前の対応

発熱・咳等の症状のある場合は、「外受付」を設置し、受付を行います。

(エ) 検査室ごとの手指消毒の実施

検査室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を行ってください。検査監督者等についても同様とします。

(オ) 発熱・咳等の症状のある受検者への対応

検査開始前に発熱・咳等の症状の有無を検査監督者より確認し、発熱・咳等の症状のある受検者がいた場合には、本人の申出の有無にかかわらず、別室での受検を提示します。受検者が医療機関で受診していない場合は、他の別室と分けて検査室を確保し、状況について保護者に連絡します。

検査中、明らかに激しい咳を何度もしているなどの症状があり、他の受検者に影響があると検査監督者が判断した場合は、検査場本部に連絡の上、その受検者の受検を中断し、別室での受検を提示します。

(カ) 無症状の濃厚接触者*への対応

〔*濃厚接触者には、保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。〕

以下の a ～ d のいずれの要件も満たし、受検者が受検を希望する場合は、検

査の前日までに、在籍小学校長を通じて、本校校長に、入学者選抜に係る理由書（様式１３）を提出してください。本校校長はこの理由書を受け、要件を満たすことを確認した上で別室において受検を認めます。

※理由書の様式（様式１３）は、熊本県教育委員会ホームページからダウンロードして御使用ください。（<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/109277.html>）

a 初期スクリーニング（自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するＰＣＲ検査等の検査（行政検査））の結果、陰性であること

※検査結果が判明するまでは受検できません。

b 受検当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやＰＣＲ検査等の検査（行政検査）の結果が陰性であることを文書等で証明することはないため、受検生から検査の前日までに、在籍小学校長を通じて無症状の濃厚接触者であることの申し出をあらかじめ受け、上記 a 及び b の要件を満たすことを確認した上で受検を認めます（単に周囲に感染者がいたというだけの者は通常どおりの受検とします）。

c 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと

※在籍小学校長は、該当者に対してあらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めてください。

d 終日、別室で受検すること

(キ) 無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染対策

別室での受検を認める場合には、以下の対策を講じます。

a 建物内において、別室まで他の受検者と接触しない動線を確認します。

b 別室では受検者の座席間隔を２メートル以上確保します。

c 受検者と検査監督者の距離を２メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではありません）確保します。

d 受検者も検査監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底します。

(ク) 体調不良の検査監督者等への対応

当日検査業務に携わる検査監督者等に体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をします。

(ケ) 換気の実施

検査中は、検査室の４隅のドアを１０ｃｍ程度開けます。さらに、検査終了ごとに、すべての窓を１０分以上開放します。

(コ) 昼食時の対応

受検者は昼食を持参し、指定された席で食事するとともに、昼食時の受検者同士の会話、接触を控えるようにしてください。

(サ) 検査終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、検査場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことを徹底してください。

ウ 検査終了後

(ア) 検査監督者等の健康観察

当日検査業務に携わった検査監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを指示し、体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとります。

(イ) 検査室の机、椅子の消毒

検査終了後、消毒用アルコールを使用した拭き取りを行います。なお、トイレ、

手すりについても、同様に対応します。

(ウ) 保健所等の行政機関への協力

検査終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受検者や検査監督者等がいた場合には、本校は、すみやかに高校教育課及び域内の保健所に連絡します。また、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行います。

(2) 受検者及び保護者に対する要請事項

検査場における感染拡大を防止し、受検者自身が安心して受検できる環境を確保していくためにも、在籍小学校長は、あらかじめ受検者及び保護者に次の点を周知してください。

ア 感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認してください。

イ 医療機関での受診

受検者は、検査前の2週間以内に発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行ってください。

ウ 受検できない者

- (ア) 新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限の期間内にある者
- (イ) 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者
- (ウ) 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、検査当日が保健所の健康観察の期間内にある者（ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、(1)のイの(カ)及び(キ)で示す条件のもと、受検できます）

エ 検査当日における対応

発熱・咳等の症状のある受検者は、その旨を検査監督者等に申し出てください。症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、検査場では、写真票との照合等、受検者本人確認の際及び昼食時以外は常に着用してください。フェイスシールドやマウスシールドの着用をみの受検は認めません。特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、在籍小学校長を通じて本校校長に申し出てください。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との接触、会話を控えてください。

オ 検査当日の服装、昼食

検査当日、検査室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参してください。また、昼食は持参し、指定された席で食事をとってください。また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用してください。

カ 予防接種

インフルエンザ等の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいです。

キ 「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、体調管理に心がけてください。